

令和8年度給与支払報告書の提出について

特別徴収の徹底・推進について

提出期限は令和8年2月2日(月)です。

◎個人住民税は、原則特別徴収です。普通徴収切替理由書で疑義が生じた場合は確認のご連絡をする場合がありますので、予めご承知おきください。

◎翌年1月1日以降に退職される方の個人住民税は、原則最後の給与等から一括徴収することが義務づけられています。また、上記の時期に関わらず、本人からの申し出がある場合は一括徴収が可能となりますので、該当される方へ周知してください。

総括表について(市ホームページに様式を掲載しています。)

令和8年度(7年分)給与支払報告書(総括表)

令和 年 月 日 提出(あて先) 飯能市長

2月2日までに提出してください。

指 定 番 号

1061054

追加・訂正	給与の支払期間	令和 年 月分から	月分まで	1061054
給与支払者の法人番号又は個人番号		9000020112097 } ②		
※本市総括表以外を使用する場合は 必ずこの総括表を同封してください。	1 給支所 私在地 (住所) 及び (フリガナ) 名 称 (氏名)	357-8501 埼玉県飯能市双柳1-1 飯能商店株式会社 飯能商事株式会社	③	5 専業種目その他 必 要 な 事 項 (他の区町村分も含む) 人
	6 受給者総人數 (他の区町村分も含む) 人			
	給与より特別 徴収する人數 人			
	飯能市への 報告人員 普通徴収対象者 (退職者) 人			
	普通徴収対象者 (退職者を除く) 人			
合 計 人				
2 代表者の 職 氏 名	①赤字で訂正	所轄税務署名	税務署	
3 連絡者の係 及び 氏名 並びに 電話番号	係 氏名 () - 内線	給与の支払方法 及びその期日		
4 会計事務所 等の名称	() -	納入書の送付 要・不要	○	

個人住民税は原則、特別徴収です。普通徴収切替理由の明記等がない場合、原則、特別徴収とします。

普通徴収切替理由で疑義が生じた場合は、確認の連絡をしますので、予め御承知おきください。

提出前のチェック項目(※必ず確認してください)

⑥

1	受給者及び扶養親族の氏名・フリガナ等を記載していますか。	はい
2	普通徴収対象者は摘要欄に「普通徴収」及び符号(昔A~昔F)の記載がしてありますか。	はい
3	住宅借入金等特別控除適用者は区分を記載してありますか。また特定取得の場合は区分横に(特)、特別特定取得の場合は区分横に(特特)の記載をしてありますか。	はい
4	中途退職者、雇用形態の違う従業員(日雇い等)の報告書も入っていますか。	はい
5	生命保険料の内訳金額が記載されていますか。	はい
6	法人番号、個人番号は記載されていますか。(扶養親族等についても)	はい
7	所得金額調整控除適用者は控除金額等を記載してありますか。	はい

①住所等に変更がある場合は赤字で訂正してください。印字がされていない場合はご記入ください。

②法人番号に間違いがないか確認してください。印字がされてない場合はご記入ください。

③報告人数は、特別徴収、普通徴収(退職者、普通徴収対象者)の人数をそれぞれ記入し、合計人数も記載してください。

④普通徴収対象者がいる場合は、「普通徴収切替理由書兼仕切紙」の提出が必要です。

(次のページを参照)

⑤納入書が必要かどうかに○を記入してください。

⑥提出前にご確認ください。

・飯能市から送付した総括表以外を使用する場合には、飯能市の指定番号を記入し、こちらから送付しました飯能市の総括表も同封の上、提出してください。

普通徴収切替理由書（兼仕切書（紙））

普通徴収にする場合には、「普通徴収切替理由書」の提出が必要です。

但し、eLTAX（エルタックス）で提出する場合は不要です。

普通徴収切替理由書（兼仕切書（紙））

市区町村名	飯能市	指定番号	1061054
事業者名	飯能商事株式会社		

符 号	普通徴収切替理由	人 数
普A	総従業員数が2人以下	人
普B	乙欄該当者（他の事業所で主たる給与収入を得ている）	1人
普C	給与が少なく税額が引けない（年間の給与収入額が93万円以下）	2人
普D	給与の支払が毎月でない（給与の支払いが2ヶ月に1回、年間に4回など不定期）	2人
普E	事業専従者（個人事業主のみ対象）	人
普F	退職者又は退職予定者	3人
合 計		8人

④
人
数
を
記
入

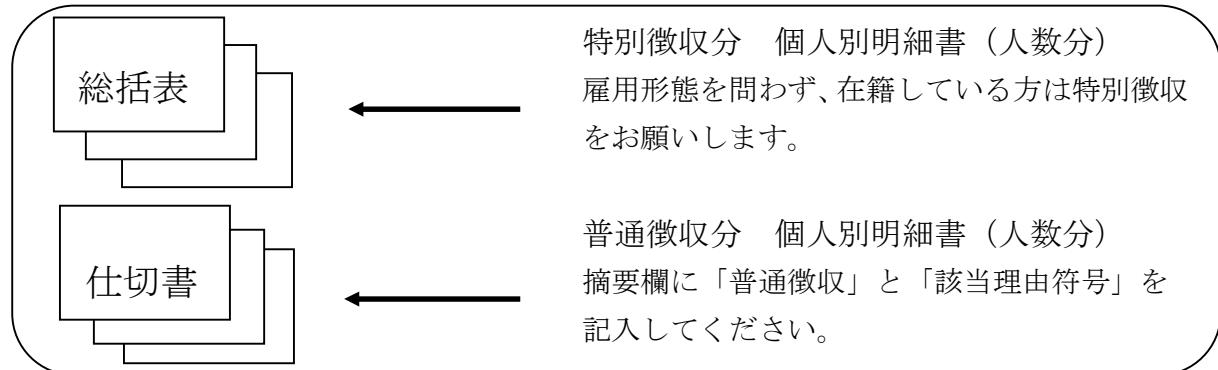
上記普A～普Fに該当する理由がある場合のみ、普通徴収することができます。右図のように、個人別明細書の摘要欄に記入してください。「普通徴収切替理由書」がなく、摘要欄にも記入がないと、原則特別徴収になります。

- ・該当する理由があっても特別徴収にすることができます。
- ・該当する理由が複数ある場合、「普通徴収切替理由書」には1つのみ記入してください。

書	有	既存	新規	合計
特定親族特別控除の額				社会保険料
千	百	十	円	内
(摘要)				
普通徴収 C				
生命保険料 の全額の 新規	新生命 保険料	新規	円	旧生命 保険料

上記理由がなく特別徴収を実施されていない事業所や普通徴収の従業員がいる場合、原則特別徴収義務者に指定します。

◎特別徴収と普通徴収の両区分の従業員がいる場合は下図のように提出してください。



給与支払報告書（個人別明細書）

◎フリガナ、生年月日、住所（住民登録地）は本人に確認の上、記入してください。

住所は令和8年1月1日の住民登録地が原則となっております。(退職者は退職時の住所)

◎昨年中に給与の支払がある方は、徴収区分や雇用形態にかかわらず提出してください。

◎退職者で年間支払額が30万円以下の場合も、公平公正な課税のため提出にご協力をお願いします。

◎租税条約に該当される方は摘要欄に記入してください。

租税条約に基づき住民税が免除される場合は、給与支払報告書の他に「租税条約に関する住民税の届出書」及び該当される方の在留カードの写しを提出してください。

◎下記記入例中、英数字の吹き出しの箇所については次ページに説明がありますのでご覧ください。

○記入例

- ① 扶養親族（16歳未満含む）は報告書下部に氏名、個人番号記載欄があります。欄の人数を超える場合は、①のように扶養右側の欄に括弧書きの数字、個人番号を記入し、摘要欄に記載した氏名との対応関係が分かるようにしてください。
- ② 前職分の給与を含んで年末調整した場合は、摘要欄に前職の給与支払者の名称、支払金額、社会保険料等を記入してください。
記入がない場合、退職先から提出された給与支払報告書を再合算してしまいます。
- ③ 「生命保険料の金額の内訳」の記入漏れが多くなっていますのでご注意ください。
- ④ 住宅借入金等特別控除額がある場合は記入してください。

区分の記入例	適用区分（控除の種類）
住	一般の住宅借入金等特別控除の場合（増改築を含む）
増	特定増改築等住宅借入金等特別控除の場合
認	認定住宅の新築等に係る住宅借入金等特別控除の場合
震	東日本大震災による住宅借入金特別控除の場合

※特定取得の場合は(特)を、特別特定取得の場合は(特特)をそれぞれ区分の右側に併記してください。

- ⑤ 年の途中で就職または退職された方については、中途就・退職欄に○をつけ、日付を記入してください。
- ⑥ 給与収入が850万円を超え、該当する要件にあてはまる場合は、「所得金額調整控除額」欄へ控除額を記入してください。また、「給与所得控除後の金額（調整控除後）」欄は給与所得控除後に所得金額調整控除を引いた金額を記入してください。

所得金額調整控除 = (給与等の収入金額 - 850万円) × 10% 【控除上限額 15万円】

該当する要件に応じて、次のように記入してください。

要件	記載方法
本人が特別障害者	記入不要
同一生計配偶者が特別障害者	同一生計配偶者の氏名（同配）
扶養親族が特別障害者	扶養親族の氏名（調整）
扶養親族が23歳未満	

- ⑦ 受給者が賦課期日現在で満18歳未満（平成20年1月3日以後に生まれた方）に該当する場合は、「未成年者」欄に○を記入してください。

その他

- ① 給与支払報告書の提出期限 **令和8年2月2日（月）**
事務処理の都合上、早めの提出（1月20日頃まで）に御協力をお願いいたします。
- ② 給与支払報告書を**特別徴収で提出後に退職等した場合、異動届出書を提出してください。**
提出がない場合は令和8年度個人住民税を特別徴収で通知します。
- ③ 給与支払報告書を提出後に訂正があった場合

➡ **個人別明細書摘要欄に「訂正分」と朱書きし、再度訂正した「給与支払報告書」を提出してください。**



森林文化都市

飯能市

飯能市役所 財務部 市民税課

TEL 042-973-2111（代表）